

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、「賃金」や「労働時間」、「雇用」の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査
毎月実施

1~4人の労働者を雇用する事業所対象
毎月勤労統計調査 特別調査
年1回（7月）実施

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

※調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。



調査の結果は、「景気の判断」や「社会保障制度を検討するときの資料」など広く活用されています。



調査で知り得た情報の保護は厳しく規定されています。

本調査は「回答の義務」があります。



毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」 特別調査のキャラクター「とくちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

厚生労働省 毎月勤労統計調査

検索 

滋賀県総合企画部統計課 学事産業統計係

電話：077-528-3392 FAX：077-528-4835



Mother Lake
Goals
変えよう、あなたと私から

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。